

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
白岡市	令和元年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	白岡市役所
蓮田市	令和元年九月四日及び 同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽生市	令和元年九月十日から 同月十二日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ
行田市	令和元年九月十七日か ら同月十九日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市役所西側駐 車場
幸手市	令和元年九月二十四日 及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	幸手市役所来庁者 駐車場
北本市	令和元年九月二十六日 及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所

加須市	久喜市					桶川市	伊奈町	宮代町	
令和元年十一月五日から同月七日まで	令和元年十月三十一日	令和元年十月三十日	令和元年十月二十九日	令和元年十月二十八日	令和元年十月二十五日	令和元年十月十八日	令和元年十月十七日	令和元年十月十一日	
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	
加須市民運動公園 駐車場	鷺宮公民館	農村センター（南公民館）	栗橋文化会館	花みずき会館	あやめ公園駐車場	ナ 桶川サン・アリーナ	桶川市老人福祉センター	伊奈町役場	宮代町役場

杉戸町				
令和元年十一月二十日	令和元年十一月十九日	令和元年十一月十二日	令和元年十一月十一日	令和元年十一月八日
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで
杉戸深輪産業団地地区センター	杉戸町役場	加須市大利根総合支所東側駐車場	加須市北川辺総合支所南側駐車場	加須市騎西総合支所南側駐車場